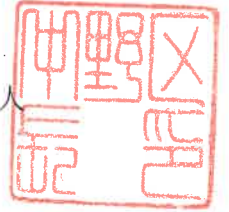


2 中都計第 381 号
令和 2 年 7 月 27 日

中野区都市計画審議会
会長 宮村 光雄 様

中野区長 酒井 直人



中野区都市計画審議会への諮問について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第77条の2第1項及び同法第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、下記の都市計画の案について諮問いたします。

記

1 東京都市計画生産緑地地区の変更（中野区決定）

〔理由〕

生産緑地法第14条の規定による行為制限の解除により、生産緑地の機能を維持することが困難となった生産緑地地区の一部を削除する。

2 東京都市計画高度地区の変更（中野区決定）

〔理由〕

中野四丁目地区地区計画の変更に伴い、土地利用上の観点から検討した結果、高度地区を変更する。

3 東京都市計画防火地域及び準防火地域の変更（中野区決定）

〔理由〕

中野四丁目地区地区計画の変更に伴い、都市防火の観点から検討した結果、防火地域及び準防火地域を変更する。

以上